



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 937 指定自立支援医療機関の変更 (障害福祉課) 1
 938 労働条件等実態調査の実施 (労働政策課) 1
 939 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 2
 940 保安林の指定解除予定の通知 (森林整備課) 3
 941 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) 3

○ 人事委員会告示

- 12 平成26年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 4

○ 公安委員会告示

- 24 雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品
運搬警備業務2級検定の実施 7

告 示

和歌山県告示第937号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成26年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
オレンジ薬局新宮店	新宮市仲之町2-3-2	医療機関の所在地	新宮市新町三丁目2-15	新宮市仲之町2-3-2	平成26.7.1

和歌山県告示第938号

和歌山県統計調査条例（平成21年和歌山県条例第22号）第3条の規定に基づき、労働条件等実態調査を次のとおり実施する。

平成26年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

労働条件等実態調査

(2) 目的

県内の事業所に雇用される労働者の労働条件、各種制度等の実態を明らかにし、それらの改善と、労使関係の安定に資するための基礎資料に供することを目的とする。

2 調査対象の範囲

次に掲げる範囲に属する事業所

(1) 地域的範囲

和歌山県内全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類のうち次に掲げる大分類に属する事業所

- ア D 建設業
- イ E 製造業
- ウ F 電気・ガス・熱供給・水道業
- エ G 情報通信業
- オ H 運輸業, 郵便業
- カ I 卸売業, 小売業
- キ J 金融業, 保険業
- ク K 不動産業, 物品賃貸業
- ケ L 学術研究, 専門・技術サービス業
- コ M 宿泊業, 飲食サービス業
- サ N 生活関連サービス業, 娯楽業
- シ O 教育, 学習支援業
- ス P 医療, 福祉
- セ Q 複合サービス事業
- ソ R サービス業(他に分類されないもの)

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

- ア 事業所の現況
- イ 賃金及び労働時間
- ウ 定年制の有無等
- エ 育児及び介護休業制度の利用状況等
- オ パートタイム労働者の労働条件
- カ 公益通報者保護法に係る規定の有無等
- キ 人事及び労務管理の状況

(2) 基準となる期日

平成26年7月31日

4 報告を求める者

2の範囲に属し、県内に主たる事務所を有する次に掲げる民営の事業所

- (1) 常用雇用者が30人以上の全事業所(県内に複数の事業所がある場合は、主たる事業所)
- (2) 常用雇用者10人以上30人未満の事業所のうち産業分類別に無作為に抽出した約600事業所

5 報告を求めるために用いる方法

調査票を直接対象事業所に郵送し、自計申告された調査票を郵送により回収する自計申告方式

6 報告を求める期間

調査票が到着した日から平成26年8月31日までとする。ただし、調査の再依頼を行う場合は、平成26年9月30日まで期間を延長するものとする。

和歌山県告示第939号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成26年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県 第776号	魚かす粉末	魚かす粉末	窒素全量7.0 りん酸全量5.0	該当なし	御前博一 和歌山県有田市宮原町道 222	平成 32.8.21

和歌山県告示第940号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成26年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村丹生ノ川字坂田井607の6（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第941号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年7月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称

新宮川右支溪（8-426-1-028）、折戸谷（8-426-1-029）、萩の谷（8-426-1-030）、三越川左支溪（8-426-1-031）、音無川左支溪（8-426-2-023）、三越川左支溪（8-426-2-028）、三越川左支溪（8-426-2-029）、静川右支溪（8-426-2-008）、大塔川左支溪（8-426-2-009）、新宮川右支溪（8-426-1-001）、平の谷川（8-426-1-002）、新宮川右支溪（8-426-1-019）、上の谷（8-426-1-003）、中の谷（8-426-1-004）、下の谷（8-426-1-005）、大塔川左支溪（8-426-1-006）、稲成川右支溪（6-206-1-058）、谷下川4（6-206-1-059）、苗代谷川1（6-206-1-060）、長田川（6-206-1-061）、谷上川7（6-206-1-062）、谷上川4（6-206-1-063）、奥江原川（6-206-1-064）、東江原川（6-206-1-069）、西沖代川1（6-206-2-094）、西沖代川2（6-206-2-095）、稲成川右支溪（6-206-2-098）、谷中川1（6-206-2-099）、苗代谷川2（6-206-2-100）、藻岩川（6-206-2-101）、岩屋川（6-206-2-102-1）、岩屋川（6-206-2-102-2）、岩屋川（6-206-2-102-3）、岩屋川（6-206-2-102-4）、谷上川1（6-206-2-103）、稲成川右支溪（6-206-2-104）、谷上川2（6-206-2-105）、稲成川右支溪（6-206-2-106）、稲成川右支溪（6-206-2-107）、稲成川右支溪（6-206-2-108）、稲成川左支溪（6-206-2-109）、谷上川8（6-206-2-110）、蔵山谷川（6-206-2-111）、平岩川1（6-206-2-112）、蔵岩谷川（6-206-2-113）、蔵岩谷川（6-206-2-114）、谷上川5（6-206-2-115）、谷上川6（6-206-2-116）、稲成川左支溪（6-206-2-117）、長谷川（6-206-2-118-1）、長谷川（6-206-2-118-2）、長谷川（6-206-2-118-3）、谷中川3（6-206-2-119）、稲成川左支溪（6-206-2-120-1）、稲成川左支溪（6-206-2-120-2）、稲成川左支溪（6-206-2-121）、荒光川1（6-206-2-123）、荒光川3（6-206-2-124）、荒光川右支溪（6-206-2-125）、谷下川1（6-206-2-127）、荒光川左支溪（6-206-2-128）、谷中1（6-206-3-010）、谷中2（6-206-3-017）、下川下1（6-403-2-029）、下

川下2(6-403-2-030)、下川下3(6-403-2-031)、下川下4(6-403-2-032)、城戸(6-403-2-036)、平1(6-403-2-050)、平2(6-403-2-051)、平3(6-403-2-052)、大垣内(6-403-2-053)、上芳養荒堀5(Ⅱ-5510)、上芳養荒堀6(Ⅱ-5511)、上芳養荒堀7(Ⅱ-5512)、上芳養荒堀8(Ⅱ-5513)、上芳養松葉1(Ⅱ-5514)、上芳養松葉2(Ⅱ-5515)、上芳養松葉3(Ⅱ-5516)、上芳養荒堀9(Ⅱ-5517)、上芳養荒堀10(Ⅱ-5518)、上芳養荒堀11(Ⅱ-5519)、上芳養小垣4(Ⅱ-5520)、上芳養49(Ⅱ-60187)、上芳養50(Ⅱ-60188)、上芳養51(Ⅱ-60189)、上芳養52(Ⅱ-60190)、上芳養53(Ⅱ-60191)、上芳養54(Ⅱ-60192)、上芳養55(Ⅱ-60193)、上芳養56(Ⅱ-60194)、上芳養57(Ⅱ-60195)、上芳養(101)(Ⅰ-64754)、上芳養(102)(Ⅱ-68465)、上芳養(103)(Ⅰ-64755)、上芳養(104)(Ⅰ-64756)、上芳養(105)(Ⅱ-68461)、上芳養(106)(Ⅱ-68462)、上芳養(107)(Ⅰ-64757)、上芳養(108)(Ⅱ-68463)、上芳養(109)(Ⅱ-68464)、上芳養(110)(Ⅱ-68466)、稲成(101)(Ⅰ-64758)、稲成(102)(Ⅰ-64759)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第12号

平成26年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成26年7月22日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成26年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務	2人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	8人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	5人程度	警察本部等における事務
土木	1人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)における在学期間が平成27年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表

第1次試験	平成26年9月28日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成26年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	(作文試験、適性検査) 平成26年10月中旬の指定する1日 (面接試験) 平成26年10月下旬の指定する1日	和歌山市	平成26年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題) <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)	1時間
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	400点	前記(1)の教養試験と同内容	2時間
	専門試験 (択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1400点	前記(1)の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、

和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書き、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課
和歌山県東京事務所
わかやま紀州館
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター
県内各警察署

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年8月11日（月）午前10時から同月29日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。
ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成26年8月11日（月）から受付を開始し、同月29日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成27年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね144,500円（平成26年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

- (1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。
- (2) この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成26年7月22日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	10名
雑踏警備業務2級	10名
交通誘導警備業務2級	10名
施設警備業務2級	10名
貴重品運搬警備業務2級	10名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成26年10月21日（火） 午前10時から正午まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成26年10月21日（火） 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	平成26年10月21日（火） 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	平成26年10月23日（木） 午前10時から正午まで	

貴重品運搬警備業務2級	平成26年10月23日(木) 午後2時から午後4時まで	
-------------	--------------------------------	--

(2) 実技試験

種別及び級の区分	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	平成26年11月6日(木) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	平成26年11月11日(火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	平成26年11月13日(木) 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	平成26年11月18日(火) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	平成26年11月20日(木) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)及び次のア又はイに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全

部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。
事前申出により、受付番号を取得した者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務 1 級	平成26年8月19日（火）から同月21日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 2 級	
施設警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

(2) 申込受付

(1) により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員は、その者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書類等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務 1 級	平成26年8月25日（月）から同月27日（水）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務 2 級	
交通誘導警備業務 2 級	
施設警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

- ア 事前申出の受付は、受付専用電話以外では受け付けない。
- イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。
- ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。
- エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定申請書等を提出しなかった場合には、受検予定者に決定していることを無効とする。
- カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

- ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
- イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通
- ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）に

あつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書）1通
 エ イ及びウに該当する者が検定申請書等を、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイ
 の書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業従事証明書又は誓約書）

イ 公安委員会が5の(2)のアと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係
 電話番号：073-423-0110（内線3059）